

さいたま市告示第583号

さいたま市木造住宅耐震診断員派遣事業要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市木造住宅耐震診断員派遣事業要綱の一部を改正する告示

さいたま市木造住宅耐震診断員派遣事業要綱（平成21年さいたま市告示第359号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前				
<p>(対象建築物)</p> <p>第3条 事業の対象となる木造住宅は、市内にある平成12年5月31日以前に工事に着手し建築された、軸組構法による地上2階建て以下で、かつ延べ面積500平方メートル以下の一戸建て住宅（2戸の長屋で親族のみで居住するものを含み、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。以下同じ。）とする。<u>ただし、平成12年6月1日以降に増築した部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1を超えるものは除く。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>(失効)</p> <p>3 この告示は、<u>令和13年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに耐震診断に着手しているときは、第8条、第10条及び第11条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。</p> <p>様式第1号（第5条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">木造住宅耐震診断員派遣申請書</p> <p>(宛先) さいたま市長</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td> <input type="checkbox"/> <u>平成12年5月31日</u>以前に工事に着手し建築されている。  <input type="checkbox"/> <u>2階建て以下で、かつ、延べ面積500平方メートル以下の一戸建て住宅</u>である。                 </td> </tr> </table>	[略]	<input type="checkbox"/> <u>平成12年5月31日</u> 以前に工事に着手し建築されている。 <input type="checkbox"/> <u>2階建て以下で、かつ、延べ面積500平方メートル以下の一戸建て住宅</u> である。	<p>(対象建築物)</p> <p>第3条 事業の対象となる木造住宅は、市内にある昭和56年5月31日以前に工事に着手し建築された、軸組構法による一戸建て住宅（2戸の長屋で親族のみで居住するものを含み、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。以下同じ。）とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>(失効)</p> <p>3 この告示は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに耐震診断に着手しているときは、第8条、第10条及び第11条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。</p> <p>様式第1号（第5条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">木造住宅耐震診断員派遣申請書</p> <p>(<u>あて先</u>) さいたま市長</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td> <input type="checkbox"/> <u>昭和56年5月31日</u>以前に工事に着手し建築されている。  <input type="checkbox"/> 2階建て以下の一戸建て住宅である。                 </td> </tr> </table>	[略]	<input type="checkbox"/> <u>昭和56年5月31日</u> 以前に工事に着手し建築されている。 <input type="checkbox"/> 2階建て以下の一戸建て住宅である。
[略]	<input type="checkbox"/> <u>平成12年5月31日</u> 以前に工事に着手し建築されている。 <input type="checkbox"/> <u>2階建て以下で、かつ、延べ面積500平方メートル以下の一戸建て住宅</u> である。				
[略]	<input type="checkbox"/> <u>昭和56年5月31日</u> 以前に工事に着手し建築されている。 <input type="checkbox"/> 2階建て以下の一戸建て住宅である。				

<p>対象建築物自己チェック</p>	<p><input type="checkbox"/> 店舗などを兼ねる場合は居住以外の用途が延べ面積の2分の1を超えていない。居住以外の部分（用途： 該当面積： m<sup>2</sup>）</p> <p><input type="checkbox"/> 2戸の長屋の場合、親族のみで居住している。居住者（氏名： 続柄： ）</p> <p><input type="checkbox"/> 木造の住宅である。（一部鉄骨造等の混構造、伝統的構法、ツーバイフォー工法、パネル工法、プレハブ工法、その他特殊な平面・立面であるものは対象外）</p> <p><input type="checkbox"/> <u>平成12年6月1日以降に増築した部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1を超えていない。</u></p> <p><input type="checkbox"/> 過去にさいたま市が実施する耐震診断助成制度を利用していない。</p> <p>以上が条件です。該当しているか全てチェックしてください。（上記の要件に適合していないことが判明した場合、その時点で耐震診断を中止します。）</p>	<p>対象建築物自己チェック</p>	<p><input type="checkbox"/> 店舗など併用している場合、居住以外の用途が延べ面積の2分の1を超えていない。居住以外の部分（用途： 該当面積： m<sup>2</sup>）</p> <p><input type="checkbox"/> 2戸の長屋の場合、親族のみで居住している。居住者（氏名： 続柄： ）</p> <p><input type="checkbox"/> 木造の住宅である。（一部鉄骨造等の混構造、伝統的構法、ツーバイフォー工法、パネル工法、プレハブ工法、その他特殊な平面・立面であるものは対象外）</p> <p><input type="checkbox"/> 過去にさいたま市が実施する耐震診断助成制度を利用していない。</p> <p>以上が条件です。該当しているか全てチェックしてください。（上記の要件に適合していないことが判明した場合、その時点で耐震診断を中止します。）</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>		
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>		

## 附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正は、公布の日から施行する。